

決 定 書

1 請求人

(省 略)

2 請求年月日

令和6年6月17日

3 請求の要旨（原文のまま）

作東公民館の工事に関する措置請求の要旨

1. 作東公民館の増額変更契約は、文教厚生委員会でも多くの疑問点が指摘されたが、一般市民には情報不足で市議会議員方以上の不明点が生まれ行政不信になり、公金の使い方が真に正しいのか疑問が出ている。

このたびの変更契約の元は、設計業者の能力不足からきていると思います。建築確認審査や消防法の指摘で変更したとのことであるが、これは設計業者の能力不足が如実に表れた証拠であります。なぜ数年前に武蔵子ども園の設計監理で疑問視された業者が再び設計業者となったのか、大いなる違和感と疑問が生まれますので業者選定の方法とプロセスを精査願います。

英田保育園新築工事に関する措置請求の要旨

1. 武蔵子ども園と比較して英田保育園の方が面積が大きい理由はなぜか、建築年度も数年しか違わないのに何があるのか、根拠法令の変更になったのが理由であるならば理解できるが、市民は全ての地域でサービスも負担も平等・公平でなければならない。
2. 英田保育園と武蔵子ども園と比較すると、面積は英田保育園の方が広いのに工事請負金額は低い、昨今は物価上昇の影響が大きいとも言われていますが、構造上の問題であるのか何が理由か。

4 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事

項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない（最高裁平成2年6月5日判決・民集 44 巻4号719頁参照）。

また、法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定されている。

これを本件についてみると、請求人は請求書、添付書類、補正書、再補正書、再々補正書を提出しているので、それぞれについて記載する。

第1 作東公民館の工事に関する措置請求について

請求書については、当該請求書の内容が

- ① 誰の行為であるのか
- ② 財務会計上の行為又は財産の管理等を怠る事実のうちいずれに該当するのか
- ③ ②で選択された財務会計上の行為の又は財産の管理等を怠る事実に対応し、これが違法・不当と主張する具体的な根拠について
- ④ これによってどのような措置を求めるのか

が不明であることから、補正を求めた。

補正書においては

- ・誰の行為 市長及び教育長
- ・財務会計上行為 契約の締結 公金の支出（公民館の工事の変更増）
- ・委託業者の選定についての疑義

武蔵子ども園において、設計監理監督業務を美作市から受託して工事の監督をしていたにもかかわらず、ラップルコンクリートの撤去を行わせたなどの業者であり、責任を全て下請け業者に負わせ、それに伴い下請け業者の保険金受領は行われたが、事実下請け業者は倒産に至った。

正に設計業者の管理監督責任を放棄したことにより、受託者の能力不足が如実に現れ、普通であれば美作市においてなにがしかのペナルティーが科せられ、その事により作東公民館の設計委託の資格が無理だと推察されるが、

なぜかペナルティーも無くその結果において建築確認審査や消防法の指摘があった。

委員会の中でも、職員では設計をする能力がないので外部発注したがこのようになった、との説明もあり市も業者の能力不足を認めているのに、その責任について明言されないのは不思議なことである。

また、工事の進捗の遅れで埋め戻し土の移動が必要になったとの説明あったがどのような経緯であるのか、計画との相違点や責任は何にあるのか。

・どのような措置を求めるのか 設計業者の瑕疵及び市の損害に対する補填

との主張であった。

この補正においても、違法不当と主張する財務会計行為の具体的な内容や求める措置の内容が明らかでないため、再度の補正を求めた。

再補正書においては、

公募型プロポーザル方式で㈱宮崎建築設計事務所に決定した、この㈱宮崎建築設計事務所は、むさしこども園新築工事の管理監督が不十分で問題が発生した業者であります。

一般的に言えば、なぜこのような業者を選定して建築確認審査や消防法の指摘を受け、契約変更に至らなければならなかったのか、その責任はだれにあるのか、契約書の内容はどうなっているのか、その中に契約の違約金などについての記載はどうなっているのか。

一般的な表現であるが、個人がこの業者と契約していたならば、契約金額の一部の不払いをしているであろうし、その前の契約そのものをしていないであろう。市長も業者の能力不足を委員会で発言している。

参考までに、むさしこども園は令和2年度工事施工であり、同じ年度中に作東公民館のプロポーザルを行い、㈱宮崎建築設計事務所に決定したのが不思議である。

との主張であった。

この再補正書においても、契約の締結及び公金の支出という各財務会計の種別に対応する具体的な財務会計行為の内容や違法不当事由があきらかでないため、再度の補正を求めた。

再々補正書においては

令和6年7月26日付けで、住民監査請求の再々補正書を頂きましたが、監査委員の職務は「監査委員は、独立した執行機関で、市民に代わって市民のために、地方公共団体の財務事務や事務の執行等の行政運営が、公正で合理的かつ効率的に行われているかについてチェックを行う。」となっており、一方住民監査請求とは、地方公共団体にて違法若しくは不当な財務会計上の行為があ

ると認められる場合に、その住民が居住する地方公共団体の監査委員に対して、監査ならびにその行為に対する必要措置の実施を請求することができる制度である。この二つの制度を一般的に表現すれば、監査委員の職務で全体の監査を行い尚且つ住民の疑問点が生まれた場合にその内容を精査するものであると理解しているが、この度の住民監査請求においては、理解しがたい補正書の提出を求められている。

なぜでしょうか、今までの請求書や添付資料を精査すれば、私の主張は理解できるはずであるし、予算書・決算書や市の条例・規則、関係契約書を見れば私たちの主張が正しいのか若しくは間違いであるのか判断できるのではないか、住民監査請求書を出した後に、度々の補正書の提出を求められているが、意味不明である。

住民監査請求書は事実の確認性が解る資料を求められており、これは新聞記事でも良いとなっており、それ以上の契約書の相手方や内容は監査委員として確認すべき職務であり、それを申請者に求めるとはどういうことかと要らぬ想像を勘ぐるものである。私たちより監査の方が職務から考えて、十分に理解できる立場にあるはずではないですか。

以上の理由により、何度再提出の指示を頂いても、これ以上のものは提出できません。

との主張であった。

添付書類については、どの主張に対する添付書類であるのか、表題及び頁数の記入を求めたが回答はなかった。

本件請求は、措置請求書に記載された事項から、次のような主張と解した。

- ① 市長及び教育委員会が令和2年8月20日に締結した作東公民館設計監理契約について、相手方の選定方法及びプロセスについて違和感と疑問が生まれる。

公民館工事の変更増については、これに対応する具体的な違法不当事由の明示がなく、設計監理契約と独立の違法不当事由を主張するものではないと理解した。

次に、本件監査請求について、法第242条第2項本文で規定する「当該行為のあった日」について検討するに、「作東公民館建築工事設計監理契約の締結された日を当該行為のあった日」と解するのが相当であり、それから1年以内に監査請求されたのかどうかについて確認したところ、本件請求については、法第242条第2項本文で規定する「当該行為のあった日から1年を経過した」ものであり、同項本文の規定に定める要件を満たさない監査請求である。

法第 242 条第 2 項ただし書について

法第 242 条第 2 項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

平成 14 年 9 月 17 日の最高裁判所の判決（判時 1807 号 72 頁）によると、「正当な理由」について、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示され、それについて、平成 19 年 2 月 14 日の東京高等裁判所の判決によると、「マスコミ報道等を待つまでもなく、住民なら誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば知ることができるものと判示したことは明らかである。」と判示されている。

このような観点からみると、令和 2 年 8 月 20 日の契約について、請求人が本件請求を行える程度にその内容を知ることができたと解される客観的な時期については、この契約が公募型プロポーザル契約であり、その審査の結果については即日美作市ホームページ上に公開されており、請求人が相当の注意力をもって調査すれば、監査請求期間内に監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたと認められる。

そして、条例及び規則に明示されている、監査請求期間が経過する時期についても容易に知り得た筈であり、その期間内に本件請求を行うことも十分可能であったと考えられる。

したがって、本件請求が監査期間経過後に申し立てられたことについて正当な理由があるとは認められない。

これらのことから、本件請求は監査請求期間を徒過してされたものであり、法第 242 条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法な請求であることから、主文のとおり判断する。

第 2 英田保育園新築工事に関する措置請求について

請求書については、当該請求書の内容が

- ① 誰の行為であるのか
 - ② 財務会計上の行為又は財産の管理等を怠る事実のうちいずれに該当するのか
 - ③ ②で選択された財務会計上の行為の又は財産の管理等を怠る事実に対応し、これが違法・不当と主張する具体的な根拠について
 - ④ これによってどのような措置を求めるのか
- が不明であることから、補正を求めた。

補正書においては、

1 項目 2 項目

- ・ 誰の行為 市長及び教育長
- ・ 財務会計上行為 契約の締結及び公金の支出
- ・ 不適當の理由

美作市民行政に対し等しく負担とサービスを受ける権利があり、教育環境においても同様であり、その上に日本国憲法においても教育の理念が示されている。しかしながら、建築年限の数年の違いにもかかわらず、武蔵子ども園と英田保育園の面積規模が、住民や児童数に比例していない規模の園舎が建てられているのが不思議であり、この根拠が不明である。

また、英田保育園の方が面積が広いのに工事額が低い、私には個々の設計図書を比較することが困難であるので、想像しかありませんが英田保育園が単価の安い製品を用いたのか、若しくは武蔵子ども園が設計単価に誤りがあったのかしか想定されません。

表面的な数値で地域間に格差がある、不公平だとの声が渦巻いています、令和5年の決算数字が確定した時期でもありますので、精査をしていただいて市民が地域間でもめないようにして頂きたい。

- ・ どのような措置を求めるのか 市内一円が機会均等になるようにしてもらいたい。不利益があったならその是正。

この補正においても、財務会計上の行為の誰と誰の何時のどのような契約を指しているのか、何時の誰に対するどのような支出にかかるものか、が十分でないため、再度の補正を求めた。

再補正書においては、

1 項目 2 項目

意味不明の内容であるので、私の思いで記すと令和5年度に発注の英田保育園の受注業者と美作市の契約のことであり、工事完了後は契約の内容に基づいて支出されるであろう、施設の内容が機会均等になるようにしてもらいたいし、むさしこども園（令和2年工事）が不利益であったならその是正をしてもらいたい。との主張であった。

この再補正書においても、財務会計行為の相手方・財務会計行為の内容、違法・不当事由の内容について十分ではなく、再度の補正を求めた。

再々補正書においては

令和6年7月26日付けで、住民監査請求の再々補正書を頂きましたが、監査委員の職務は「監査委員は、独立した執行機関で、市民に代わって市民のために、地方公共団体の財務事務や事務の執行等の行政運営が、公正で合理的かつ効率的に行われているかについてチェックを行う。」となっており、一方住民監査請求とは、

地方公共団体にて違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認められる場合に、その住民が居住する地方公共団体の監査委員に対して、監査ならびにその行為に対する必要措置の実施を請求することができる制度である。この二つの制度を一般的に表現すれば、監査委員の職務で全体の監査を行い尚且つ住民の疑問点が生まれた場合にその内容を精査するものであると理解しているが、この度の住民監査請求においては、理解しがたい補正書の提出を求められている。

なぜでしょうか、今までの請求書や添付資料を精査すれば、私の主張は理解できるはずであるし、予算書・決算書や市の条例・規則、関係契約書を見れば私たちの主張が正しいのか若しくは間違いであるのか判断できるのではないかと、住民監査請求書を提出した後に、度々の補正書の提出を求められているが、意味不明である。

住民監査請求書は確認性が解る資料を求められており、これは新聞記事でも良いとなっており、それ以上の契約書の相手方や内容は監査委員として確認すべき職務であり、それを申請者に求めるとはどういうことかといらぬ想像を勘ぐるものである。私たちより監査の方が職務から考えて、十分に理解できる立場にあるはずではないですか。

以上の理由により、何度再提出の指示を頂いても、これ以上のものは提出できません。」

との主張であった。

添付書類については、どの主張に対する添付書類であるのか、表題及び頁数の記入を求めたが回答はなかった。

本件請求は、措置請求書及び補正書、再補正書に記載された事項から、次のような主張と解した。

- ① 英田地域の英田保育園の面積規模が大原地域の武蔵子ども園に比べ大きい。
これはそれぞれの地域の住民・児童数に比例しておらず不公平である。建築年度も数年の違いであり、その根拠が不明であり不利益が発生しているのであれば是正して欲しい。
- ② 英田保育園の面積規模は武蔵子ども園の面積規模より大きいにも関わらず工事請負額が低いのは構造上の問題があるのではないかと。英田保育園に使用された製品が単価の安いものであったのか、武蔵子ども園の設計単価に誤りがあったのか、施設の内容が機会均等になるようにしてほしいし、不利益があったのであればその是正を求める。

法 242 条の住民監査請求において、請求が違法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為について、法令に違反している等の違法性もしくは不当性が具体的に主張されていなければならない。

しかしながら、本件請求は英田保育園の面積規模が武蔵子ども園より大きいこ

とや、英田保育園の工事請負額が武蔵子ども園の工事請負額より低いことに疑問を呈しているものの、それがなぜ違法若しくは不当であるのかについては不公平等の抽象的な指摘にとどまり、その理由が具体的に示されていない。

これらのことから、本件請求は監査請求の要件を欠くものであり、法第 242 条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法な請求であることから、主文のとおり判断する。

令和 6 年 8 月 1 6 日

美作市監査委員 東内 義典

美作市監査委員 和田 広宣